

令和7年度第2回山梨県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 場 所	令和7年10月23日（木） 14：00～ 恩賜林記念館								
議 事	<p>【協議事項】</p> <p>1 ブラウントラウトの移植制限に関する委員会指示について 2 コイの移動・移植の制限に関する委員会指示について 3 レイクトラウトの移植、持ち出し、再放流の制限に関する委員会指示について 4 中央省庁提案項目素案に係る検討について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 中央省庁への提案項目に係るアンケート調査について</p>								
出 席 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">委 員</td> <td>宮崎会長、萩原委員、古賀委員、三浦委員、千野委員、雨宮委員、古屋委員、河内委員、時田委員、湯本委員 計10名</td> </tr> <tr> <td>事 務 局</td> <td>対木事務局長（食糧花き水産課 課長）、窪川事務次長（食糧花き水産課 課長補佐）、須田書記（食糧花き水産課 課長補佐）、加地書記（食糧花き水産課 副主幹）、數野書記（食糧花き水産課主任）</td> </tr> <tr> <td>オブザーバー</td> <td>水産技術センター 岡崎所長</td> </tr> <tr> <td>傍聴者</td> <td>1名</td> </tr> </table>	委 員	宮崎会長、萩原委員、古賀委員、三浦委員、千野委員、雨宮委員、古屋委員、河内委員、時田委員、湯本委員 計10名	事 務 局	対木事務局長（食糧花き水産課 課長）、窪川事務次長（食糧花き水産課 課長補佐）、須田書記（食糧花き水産課 課長補佐）、加地書記（食糧花き水産課 副主幹）、數野書記（食糧花き水産課主任）	オブザーバー	水産技術センター 岡崎所長	傍聴者	1名
委 員	宮崎会長、萩原委員、古賀委員、三浦委員、千野委員、雨宮委員、古屋委員、河内委員、時田委員、湯本委員 計10名								
事 務 局	対木事務局長（食糧花き水産課 課長）、窪川事務次長（食糧花き水産課 課長補佐）、須田書記（食糧花き水産課 課長補佐）、加地書記（食糧花き水産課 副主幹）、數野書記（食糧花き水産課主任）								
オブザーバー	水産技術センター 岡崎所長								
傍聴者	1名								

委員会の概要

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議題
5. その他
6. 閉会

【協議事項】

- 1 ブラウントラウトの移植制限に関する委員会指示について
事務局が資料に基づき説明。

(会長)

御意見・御質問がありましたらお願いします。

(委員)

ブラウントラウトとレイクトラウトどちらも産業管理外来種ですが、レイクトラウトは持ち出し、再放流が禁止されていますが、ブラウントラウトは禁止されていないのは何故でしょうか。

(事務局)

ブラウントラウトは、忍草漁協が漁業権免許を受けて漁業を行っているので、移植のみ制限しています。釣り人が持つて帰った場合でも、移植が制限されれば、拡大は防げる認識でいます。レイクトラウトは、漁業権として利用している実態はないので、移植、持ち出し、再放流を禁止しています。持ち出しの禁止は駆除に繋がりますので、禁止にしています。

(委員)

ブラウントラウトは、漁業権免許を受けている漁協があるということですが、指示では、漁業権免許を受けているものに関しては除外されています。ブラウントラウトは非常に繁殖力が強く侵略的外来種ワースト100に選定されており、色々な河川への分布が広まってしまうと大変なことになるので、ブラウントラウトに関してもレイクトラウトと同じく持ち出しや再放流の制限があっても良のではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(会長)

例えば、レイクトラウトと同じ書き方にして、忍草漁協は漁業権免許を受けているので除くというようなことはできないですか。

(事務局)

できます。

(会長)

全県としては、移植、持ち出し、再放流がダメで、漁業権免許を受けているところだけ制限がないということです。委員いかがでしょうか。

(委員)

私が気になったのは、既に金川への移植が確認されているので、これ以上の拡大を防ぐことが課題ではないかと思われます。漁業権のある漁場の中では認められているので、権利ですので行使されると思いますが、それ以外の河川で拡大が起きないように、せっかくの指示の更新なので、持ち出し、再放流の制限も盛り込んだらどうかと考えました。しかし、私は漁業のことには詳しくないので、漁業をやっている方の御意見も聞きたいと思い質問をしました。

(委員)

水は高いところから低いところへ流れます。委員も組合長として桂川をお守りいただいている。

(委員)

桂川にブラウントラウトが流れてきています。

(委員)

忍草漁協がルアーフ釣り人に釣らせるために放流していると思いますが、網みたいに囲って生け簀みたいにして釣らせるなら良いですが、川に放流することは、絶対に下流の方に流れていきます。忍草漁協はいつから漁業権免許を受けていますか。

(事務局)

大分前からです。

(委員)

ブラウントラウトがどんどん下流に行って、それを駆除するときには大変な労力がいりますし、できないと思います。言葉だけではなくて、指針を示した方が良いと思います。一つの漁協に漁業権があるからといって、元々いた魚ならいいですが、外来種で持ち込んだものを守るというのはいかがなものかと思います。

(会長)

外来種を守るということではなくて、漁業権免許を受けている場合は、漁業権魚種を増やさなければいけません。指示の書き方の問題だと思います。委員の御指摘は、今の委員会指示では緩いのではないかということだと思います。レイクトラウトの委員会指示に合わせるのを検討いただけますでしょうか。

(委員)

この委員会で決めるのはいかがでしょうか。

(会長)

レイクトラウトの委員会指示と同じように、移植、持ち出し、再放流禁止で漁業権のある漁場は除くというような表現でいかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(委員)

いくら漁業権があるといっても、ブラウントラウトは魚食性があり大きくなる魚なので被害が起きないかなと思っていたが、委員の話を聞けば、桂川にも流れきっているという話です。漁業権漁場でしっかりと管理をしていればいいですが、どういう管理をしているか分かりませんが、下流に流れているということは被害が拡大しているわけで、管理ができていないということだと思います。漁業権をこれからも継続していくのであれば、完全なかたちで管理をするということを強力に義務づけるようなことをしなければいけないと思います。流れたものは駆除をしなければいけないです。本来は、下流の漁業権漁場に被害を与えてはいることなので、場合によっては、損害賠償をするというような位置づけにしておくのが良いと思います。

(会長)

今、2つ話が入り組んでいるようですが、1つはレイクトラウトと同じように移植、持ち出し、再放流を禁止してはどうかということです。もう1つは、漁業権を持っている漁協がブラウントラウトを下流に流出させて被害が及んでいる可能性があるので、漁業権を持っている漁協が管理をしっかりともらいたいという要望だと思います。事務局は下流に流出して被害がある状況を掴んでいますか。

(事務局)

都留漁協や桂川漁協の漁場にブラウントラウトがいることは承知していますが、それが忍草漁協由来かどうかの確認はしたことないです。

(会長)

状況を掴んでいるので、漁業権のある漁協に流出させない努力を依頼してもらうことはできますか。いきなり罰則規定とか損害賠償と言ってしまうと大変なので、まず、注意を

していただきて、それでも改善されていない場合は、この委員会で話し合うということいかがでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員)

一番大切なのは、現在の健康な河川にこういった繁殖力の高い外来魚がまん延することを防ぐためですので、漁協等の運営に支障がないのであれば、最初に申し上げたように、ブラウントラウトに関しても、持ち出しや再放流の制限を加えていただき、現在、漁業権のある漁協は、免許を受けており権利があるわけなので漁業をすることは認められていると思います。しかし、下流への流出が認められているので、さらに管理を徹底するような指導はできると思いますので、それはお願いしたいと思います。それでもまん延するようであれば、漁業権の問題について、また別途この委員会で話し合うということでいかがでしょうか。

(会長)

この委員会で決めてはどうかというような御意見もあったので、先ほど私が申し上げたレイクトラウトの指示と同じように持ち出し、再放流を禁止にして、漁業権のある漁場は除くというような表現にしていただきて、それでも問題があるようでしたら次の委員会でお願いします。それから、流出を防ぐために一度、忍草漁協に注意をしていただきて、その後も流出が起こった場合は、この委員会で話し合うということでお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

良いと思います。

(委員)

忍草漁協はどのようなところで釣りをさせているのですか。

(委員)

川です。

(事務局)

一般河川です。

(委員)

流出防止網はしていないのですか。

(事務局)

流出防止網はないです。

(委員)

きちんと水産技術センターで検査をしてデータを持ってやるべきだと思います。忍草漁協の漁場から来ているという言い方では、忍草漁協も納得しないと思うので、この魚とこの魚は同一起源ということを証明してから枠を決めていく方が正しいのではないかと思います。

(委員)

魚が高いところから低いところへ流れるのはそうですが、その魚が本当に上流から流れてきた魚と証明することは難しいことだと思います。昨年、笛吹川の鵜飼橋というところ

に流れ込んで、笛吹川でも3人くらいから何時何分にどこどこでブラウントラウトが釣れたということを聞いています。それが、上流から流れてきたものか、誰かが放流したものかは分かりません。実際そこで釣れたかどうかと言われても、釣れる前から周りの景色でも撮れば間違いないですが、写真だけでは判断が難しいです。しかし、日時と場所が出るということは、ほぼブラウントラウトがいるのだろうと個人的には解釈をしていますが、後は、皆様の判断にお任せします。

(委員)

忍草漁協が昔放流したわけですよね。

(委員)

今も放流しています。

(委員)

元々、桂川にはブラウントラウトはいなかったわけです。いない魚が突然出るということは、外来種なので持ち込んだということです。放流を毎年しているということは、増えることは当然だと思います。川なので上から下に流れます。誰かが途中で放して増えるということよりも上流から流出している可能性の方が高いので、文言を決めて、忍草漁協も3～5年以内には完全にこうですよと進むように文書で指示を出されてた方がいいと思います。

(会長)

今問題になっているは、桂川にいるブラウントラウトが、忍草漁協が放流しているものが忍草漁協の漁場から流出したのか、別の人気が放流したものか分からないので、忍草漁協に言っても、それは自分たちの責任ではないとお考えになるかもしれませんので、文書で言ったら証拠があるのかという話になってしまいます。水産技術センターで遺伝子の解析はできますか。

(所長)

生息場所の遺伝子を検査してどこで生息していたというのを把握するのは、難しいと思います。

(委員)

同一かどうかは分からないですか。

(所長)

分からぬと思います。

(会長)

恐らく、ものすごくお金をかけて大量のサンプルを解析すればできると思うますが、仕事が多すぎて難しいですよね。

(委員)

今、ブラウントラウトに絡んで色々な話題が出てきたように思いますが、それだけ皆さんがブラウントラウトに危機感を感じていらっしゃるということなので、最初に私が申し上げました、ブラウントラウトに関しましても、持ち出しや再放流を制限するということに関しては、御賛同をいただけますでしょうか。

(会長)

それは御賛同いただいたと解釈をして、忍草漁協にどのように提言するかということで

すが、私は今のところ口頭の注意で良いのではないかと思っています。それ以上のことをするに、証拠があるのかと問われたときに、証拠がないので、現実的には難しいのではないかと私は思います。

(委員)

今この時点では、データがなくはつきり言えないので、会長のおっしゃるとおり、口頭注意くらいしか現実的にできることはないかと思いますが、皆さん非常に危機感を感じいらっしゃるので、可能でしたら、ブラウントラウトの現在の状況とこれからどうするのかということについて、例えば、次回の委員会で話題に挙げていただくことはできないでしょうか。

(会長)

注意をするとともに聞き取りをしていただければと思います。

(事務局)

忍草漁協に今の状況や今後の管理の方向性の確認をして、次回の委員会で御報告をさせていただきたいと思います。

(会長)

今日の議題としては、指示を出すかどうかということで、漁業権のある漁協に何かするという議題ではないので、指示の内容を変えていただくということで、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

それでは、原案を修正の上、指示を行うこととさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

2 コイの移動・移植の制限に関する委員会指示について

事務局が資料に基づき説明。

(会長)

御意見・御質問がありましたらお願いします。

(委員)

意見が一点あります。コイに関しましては、漁場以外にも一般の方も多数保有している例があると思います。例えば、私が自然観察会をしている伊奈ヶ湖にはコイが放流されていて、100尾以上はいると思いますが、今年、結構多数の個体が死んでいるのを見ました。コイヘルペスウイルスのせいかもしれません、調べていないので分かりません。湖は標高880mくらいの高さにありますので、もし、ここで発生したのであれば、下流の坪川、滝沢川、富士川というようにウイルスがまん延していく可能性がありますので、非常に危険だと感じました。まん延防止のための委員会指示のPRは、恐らく、県のHP

に掲載がされると思いますが、それに加えて、一般の県民のかたにも広く啓発をしていた
だきたいと思います。例えば、ポスターやパンフレットを作るなどして、死亡個体の取り
扱いなどについても指示をしていただけるようにお願いしたいと思います。

(会長)

HP以外にも広報をするような手段はありますか。

(事務局)

HP以外では県の公報に掲載をしております。広報の仕方を検討させていただきます。
(会長)

HPの広報だけでは足りないという話だと思いますので、御検討をお願いします。

(事務局)

分かりました。

(会長)

国の方針も変わっていないということですが、指示を継続することとしてよろしいでし
ょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

事務局は指示の発出をお願いします。

3 レイクトラウトの移植、持ち出し、再放流の制限に関する委員会指示について

事務局が資料に基づき説明。

(会長)

御意見・御質問がありましたらお願いします。確か4年前くらいにこの委員会で委員が
レイクトラウトがいるかもしれないということをおっしゃって、それからすごい増えたと
いうか見つかったというかということになっており、ヒメマスが釣れなくなるという状況
になっていますので、この指示は重要だと思います。

(会長)

指示を継続することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

事務局は指示の発出をお願いします。

4 中央省庁提案項目素案に係る検討について

事務局が資料に基づき説明。

(会長)

御意見・御質問がありましたらお願いします。以前も言いましたが、これは毎年度国に

要望しているものですが、すごく良いことが書いてあります。ところが、国もお金がないみたいで、全然改善されないような感じがありまして、7年度の要望を比べると文言の違いはありますが、内容はほとんど変わっていません。毎年度、要望をし続けなければ、忘れ去られてしまうので、要望をしているわけですが、昨今、山梨県ではレイクトラウトが問題になっていまして、これが下手すると全国に広まってしまうと大変なことになってしまうと思っています。特に西湖に入ってしまうとクニマスがやられてしまうかも知れないというような色々な危惧がありまして、国に訴えかけたいので、付け加えて要望する段階です。事務局の説明であったように、中日本ブロックで認められなければ、全国の要望になりません。省庁に要望するには全国で認められなければなりません。熟読していただくとすごく良いことが書いてあります。

(委員)

この文言の変更を行うのは、特定外来生物以外には予算が出ないので、予算措置をしていただかというのが趣旨だと思いますが、ブラウントラウトはこれに入れなくとも良いのでしょうか。先ほどの議論でもこれから駆除が大変になってきて、レイクトラウトはクラウドファンディング等をして何とか予算を確保しているようですが、ブラウントラウトに関してもこれからは駆除の予算が必要になってくるので、入っていなくて良いのかなと思いました。ここには調査と駆除対策のみで予算の措置ということは入っていません。そうするとここにレイクトラウトを入れても予算措置の部分がかからずと思います。

(事務局)

4ページですが、今回修正した下線部分に補助対象となっていない外来生物というのがあり、ブラウントラウト含めた特定外来生物以外の外来生物全てを指します。特定外来生物のみ補助対象となっているので、それ以外の全ての外来生物からの被害があった場合に予算措置をお願いしたいということです。レイクトラウトを付け足したのは、やはり、山梨県としては、優先的に駆除をしていきたいということもあり、付け足しています。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

事務局案で提出することとしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

事務局は連合会への提出をお願いします。

【報告事項】

1 中央省庁への提案項目に係るアンケート調査について

事務局が資料に基づき説明。

(会長)

御意見・御質問がありましたらお願いします。

(委員)

2ページの丸3ですが、キャッチアンドリリース禁止のところにオオクチバス、ブルーギルは山梨県全域とありますので、全域で禁止されているわけですね。オオクチバスは山中湖、西湖、河口湖を除くとあるのは、この3湖ではキャッチアンドリリースが認められているということでしょうか。

(事務局)

そうです。ブラウントラウトと同じように漁業権漁場なので、除外されています。

(委員)

実際に山中湖も河口湖もワカサギを毎年放流してもみんな食べられてしまって、ボート業者や漁協の人たちも大変である。山中湖漁協は令和15年12月31日までは認められているわけですよね。先ほどお聞きしましたら、その後は認めない方向でいくというふうになっているとお聞きしたのですが、それは確かでしょうか。

(会長)

一昨年、漁業権免許の切り替えがありました。その際に現状では漁業権を放棄できないということですが、オオクチバスについては、だいぶ世間的にも世界的にも問題がありまして、オオクチバスに頼らない漁場管理に向けたロードマップを作りました。10年後にはなるべくなくしたい方向ではいます。

(委員)

漁業権があるので釣りが認められるのは良いですが、リリースをしてはいけないというにはできないでしょうか。漁業権があるので釣っていただくのは認めるが、釣った魚を放さないで引き取って処分するなどはできないのでしょうか。オオクチバスは口の中で卵を育てるみたいなので、それを食べる天敵がないわけです。なので、人間の手で駆除をしなければならないと思います。釣る権利は認めてあげるけども、リリースしないようにすることはできないのでしょうか。

(委員)

漁業権の免許を持っているのでそれはできません。

(会長)

漁業権の免許を持っている場合は、増殖をしなければならないです。

(委員)

ワカサギが食べられていると言っていますが、ワカサギなんてほとんど食べていないです。よく調査してもらえば分かりますが、多少は食べますが、甲殻類等の方が主食です。河口湖も山中湖もワカサギは増えています。

(会長)

増やさなければいけない状況の中でも、次回の免許切り替えに向けて減らしていただいている。リリースを禁止するとさらに減ることになるので、そこまでするかというところが問題があるのかなと思います。

(委員)

しかし、認められるところと認められないところがあり、納得がいかないところがあります。

(会長)

本来は、全県で統一できればいいのですが、それを生業にしている方もいらっしゃるので、すぐ漁業権を切るということはできません。そこを御理解いただければと思います。
(事務局)

今、お話があつたように漁業権を更新するときに色々な話があつて、県内にはオオクチバスの漁業権漁場が3湖ありますが、それぞれボート等生業にして生活の糧になっている方もいますので、そういう人たちの意見も聞きました。それぞれの状況をお話する機会を設けますが、3湖それぞれでオオクチバスに頼らない漁場に変えていきましょうということでロードマップを作つて取り組んでいるところです。毎年度、検討会を開催して漁協から報告を受けています。河口湖ではワカサギがすごく採れています。ワカサギについては、環境等の要因もあると思うので、そういうことも聞きながらロードマップで定めた取り組みを進めていこうと県も一緒にやっていますので、委員会でも報告をさせていただきたいと思いますので、御理解いただければと思います。

(委員)

カワウの生息数が掲載されていますが、この飛来数調査はどのような方法でやられていますか。

(事務局)

下曾根のねぐら、及び桂川に飛来する羽数の合計になります。

(会長)

他にありますでしょうか。よろしいですか。以上で本日の議事はすべて終了となります。

閉会

書記が委員会閉会を宣言して、令和7年度第2回内水面漁場管理委員会は閉会。